

若年がん患者在宅療養支援事業について

若年がん患者在宅療養支援事業

＜事業概要＞

若年層（18歳以上39歳以下）の末期がん患者が在宅療養を希望する際に生活で必要となる福祉用具の貸与等費用について、助成を行っている市町村に対し、府が補助する。

＜現行制度＞

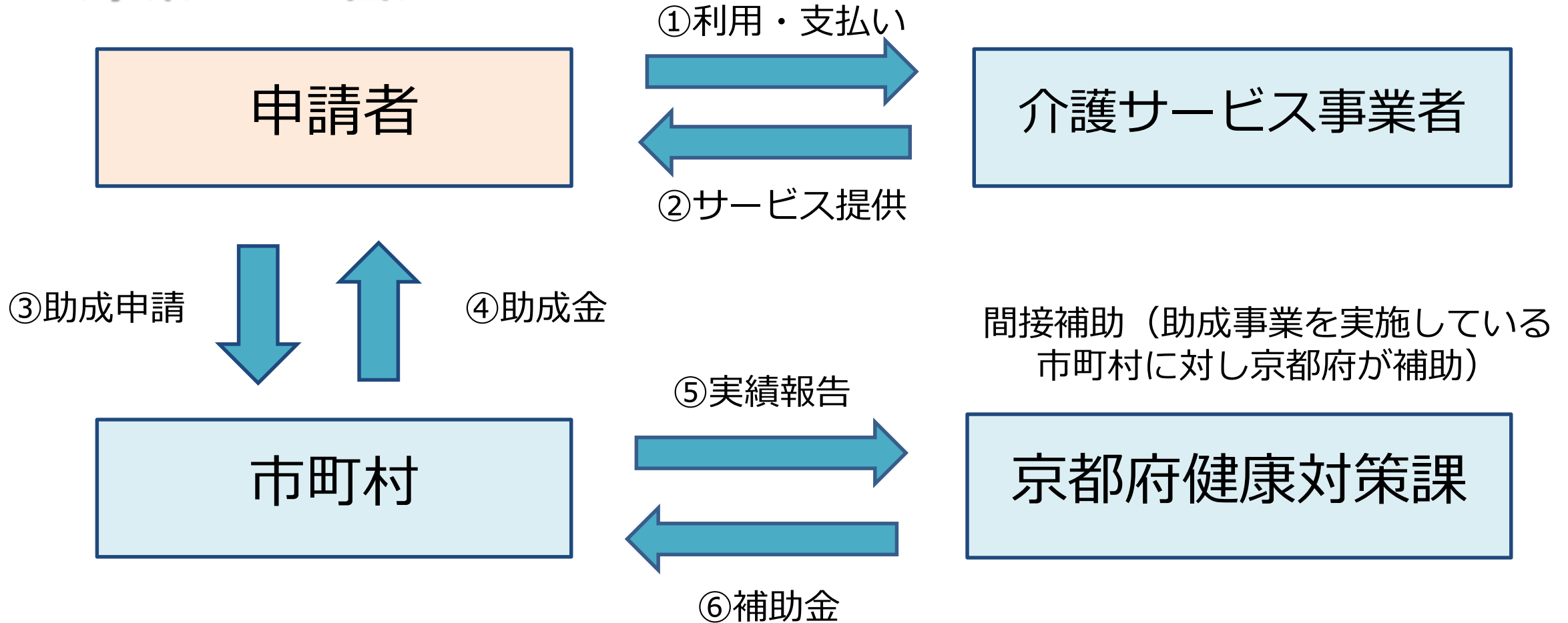
- 40歳以上は、介護保険制度
- 18歳未満は、小児慢性特定疾病の医療費助成

＜行政支援の必要性＞

40歳未満の末期がん患者は、介護保険制度が適用されず、患者及び家族にとって、在宅療養に必要な福祉用具等の利用料が大きな負担となっている。

若年がん患者在宅療養支援事業

<事業フロー図>



若年がん患者在宅療養支援事業

<支援内容>

補助対象経費	助成金額	市町村への補助率
訪問介護・訪問入浴介護に係る経費に対し助成した額	1箇月当たり利用料×10分の9 (上限72,000円)	2分の1
福祉用具の貸与に係る経費に対し助成した額		
福祉用具の購入に係る経費に対し助成した額	1年当たり利用料×10分の9 (上限90,000円)	

10分の9は、介護保険制度と同様

<支援内容の例>

訪問介護・入浴	身体介護、生活援助、通院等乗降介助
福祉用具貸与	手すり(工事を伴わないもの)、スロープ(工事を伴わないもの)車いす車いす付属品、歩行器、歩行補助つえ、特殊寝台、特殊寝台付属品床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト、自動排泄処理装置等
福祉用具購入	腰掛便座、簡易浴槽、自動排泄処理装置の交換可能部品移動用リフトのつり具の部分、入浴補助用具等

若年がん患者在宅療養支援事業

＜実施市町村＞

令和6年10月1日時点

市町村名	担当課名
京都市	健康長寿企画課
宇治市	健康づくり推進課
亀岡市	健康増進課
八幡市	健康推進課
木津川市	健康推進課

補助対象経費及び助成金額は、京都府の要綱と同じ